○ 生活保護法による住宅扶助(契約更新料等)の特例的取扱い承認自治休

自治体名	特例的取扱い(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のクにいう「オに定める額」に乗じる額)
群馬県	1. 5を乗じた額
埼玉県	1. 5を乗じた額
干葉県	1. 5を乗じた額
東京都	1. 5を乗じた額
滋賀県	2. 0を乗じた額
横浜市	1. 5を乗じた額
京都市	2. 0を乗じた額
前橋市	1. 5を乗じた額
高崎市	1. 5を乗じた額
船橋市	1. 5を乗じた額
柏市	1.5を乗じた額
大津市	2. 0を乗じた額